

防犯カメラ 設置のススメ

参上！ これから三重の安全・安心のために働く所存でござる。

三重県オリジナル防犯キャラクター サイボーグ忍者「防犯ミエ丸」

忍者のサイボーグ。自らが防犯カメラなどに変身して、地域住民の安全を見守ります。黄色を基調とした忍者衣装とキュッと結んだ首巻は、安全やパトロールをイメージ。背中に背負った防犯スコープは、危険を発見するアイテムです。

防犯カメラ設置ガイドブックでの任務

- 一つ、
犯罪発生の危険がある箇所を見つけ、
防犯カメラの設置が必要な場所を確認するべし
- 一つ、
自治体及び自治会等への
防犯カメラの設置を促進するべし



サイボーグ忍者「防犯ミエ丸」は、
さまざまなところで活躍します！

三重県環境生活部 くらし安全班
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL: 059-224-2664 FAX: 059-228-4907
URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/BOUHAN/>
平成28年2月発行



「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」って何?

はじめに

犯罪の抑止や事件・事故の解決に役立ち、安全で安心なまちづくりに大きな効果があるといわれている防犯カメラ。その防犯カメラを効果的に設置するためには、どんなことを考えればよいのでしょうか。

三重県では、

- 防犯カメラを設置するときに最低限守らなければならないことは何か
- どんなことをポイントにして防犯カメラを選んだり、設置する場所を決めるのか
- 実際に防犯カメラを設置するには、何から始めればよいのか

という視点でこの「三重県防犯カメラ設置ガイドブック」を作成しました。

防犯カメラを設置する際の参考にしていただき、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めましょう。

ある自治会での会話

- | | |
|------|--|
| 自治会長 | 最近、事件が起こると防犯カメラが大活躍やけど、うちの町内にもカメラがあったら安心やなあ |
| 役員 | そうやなあ、カメラ欲しいなあ |
| 副会長 | そういえば、三重県が「防犯カメラ設置ガイドブック」作ったんやでそこに防犯カメラのことがいろいろ書いてあるらしいわ |
| 自治会長 | さっそく取り寄せて見てみよに |
| 副会長 | せやな、被害が出てからでは遅いでな |



もくじ

★ はじめに P1

★ 「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」って何? P2 ~ 6

ガイドラインについて
詳しく知りたい方は
こちら

★ 防犯カメラって何? P7 ~ 8

★ 画角って何? P9 ~ 10

★ 照度って何? P11 ~ 12

★ 防犯カメラの設置例 P13 ~ 18

防犯カメラについて
詳しく知りたい方は
こちら

★ 防犯カメラを設置する手順 P19 ~ 20

★ 防犯カメラのメンテナンス P21

★ 総合防犯設備士・防犯設備士の活用 P22

防犯カメラの設置手順、
メンテナンスについて
詳しく知りたい方は
こちら

★ おわりに P22

★ 三重県防犯カメラの設置及び
運用に関するガイドライン P23 ~ 30

防犯カメラの有効性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラに対する県民のみなさんの不安を緩和するために、防犯カメラの設置者に最低限配慮していただきたい事項をまとめたもので、平成27年12月に三重県が策定しました。

「策定の目的と防犯カメラの定義」「防犯カメラの効果」「配慮すべき事項」「設置・運用規程」について記載した4つの章から成り立っています。

それでは詳しく見ていきましょう。

防犯カメラの定義 (P24 参照)

ガイドラインの対象となる防犯カメラは、次の3つの要件をすべて満たすカメラです。

- (1) 犯罪の防止を目的として設置するもの
- (2) 不特定かつ多数の人を撮影するカメラで特定の場所に継続して設置するもの
- (3) 特定の個人を判別できる画像を表示する、又はその画像を記録する機能を有するもの

■ 犯罪の防止を目的として設置するもの とは?

施設の利用状況の把握や防災を主目的にするカメラであっても、犯罪を防止する目的を併せ持つカメラは対象となります。

■ 不特定かつ多数の人を撮影するカメラで特定の場所に継続して設置するもの とは?

例えば…

- 道路、公園・広場、駐車場、駐輪場
- 商店街・繁華街、地下道、駅等の自由通路
- 鉄道駅、バスターミナル、フェリー乗り場
- 列車、バス、タクシー等公共交通機関の車内
- 金融機関、小売店・百貨店・複合施設等の商業施設
- 劇場、映画館、美術館、スポーツ・レジャー施設
- 病院、ホテル・旅館
- 観光施設、寺社
- 共用住宅の共用部分



等、不特定の人が出入り可能な場所に継続して設置されるカメラをいいます。



■ 特定の個人を判別できる画像を表示する、又はその画像を記録する機能を有するもの とは?

・撮影する画像が、個人を判別できる

・実際に撮影できて、録画機能がある

カメラをいいます。

個人の識別ができないカメラ（渋滞状況を把握するカメラ等）やカメラの形をしているが撮影も録画もできないものは、このガイドラインの対象としていません。

防犯カメラの効果 (P24 参照)

犯罪の抑止～ 犯罪を行おうとする者に「見られている」という意識を植えつけ、犯行を思いとどまらせる
安心感の醸成～ その場所を利用する人々や地域住民に対して安心感を与え、犯罪に対する不安感を緩和する
事件・事故の解決～ 事件や事故が発生した場合には、画像データが解決の手がかりとなる
環境の整備～ 性犯罪やその前兆事案である声掛け・つきまとい事案等から子どもや女性を守るための環境の整備につながる

■ 防犯活動の補強

犯罪のない安全で安心なまちづくりのために、防犯灯の設置等、犯罪の起りにくく環境づくりや防犯パトロールを始めとする自主防犯活動等、さまざまな取組を行っていますが、全ての場所を常にパトロールすることは不可能です。
 防犯カメラの設置は、従来から行っている防犯活動を補強するという点で、効果があると考えられます。

■ 犯罪を未然に防ぐ

犯罪は、いつどこで起こるのかだれも予測ができません。犯人が「その気」になったとき、犯罪は起こってしまいます。防犯カメラは「その気」にさせない環境づくりの一つの道具として犯罪を未然に防ぐことに有効であると考えられます。

防犯カメラを設置及び運用するために配慮すべき事項

設置目的の明確化及び目的外利用の禁止 (P25 参照)

防犯カメラを設置する者は、「犯罪を防止する。」等の設置目的を明確に定め、目的を逸脱した設置及び運用を行ってはなりません。

防犯カメラは、ただ設置するだけでなく、防犯パトロール等の自主防犯活動と組み合わせて、地域の防犯機能を向上させることを目的として設置されるべきものです。地域の実情等に合わせて、なぜ防犯カメラを設置するのかを明確にし、その目的から外れた設置や使い方をしないようにしましょう。



撮影範囲、設置場所等 (P25 参照)

設置者は、防犯カメラを設置するにあたっては、設置による防犯効果が最大に発揮され、かつ、プライバシーに配慮した必要最小限の撮影範囲を設定し、防犯カメラの設置場所、設置台数、撮影方向及び撮影方法を定めます。

防犯カメラの撮影範囲や設置場所は、カメラの設置目的に合わせて検討することが必要です。プライバシー保護の観点から、撮影の範囲は必要最小限に設定し、不必要的映像が撮影されないようにしましょう。
 詳しくは P9 を参照してください。

設置の表示 (P25 参照)

設置者は、撮影範囲の周辺、防犯カメラを設置する建物や施設の出入口等の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称や連絡先をわかりやすく表示することとします。

誰にでもわかるように、撮影対象区域内、又は付近の見やすい場所に

- ・防犯カメラを設置していること
- ・設置者の名称、連絡先

を記載した表示板を作成し、設置後のいたずら等を考慮して手の届かない程度の高さ(2m以上)にしっかりと固定してください。犯罪を防止する効果を高めるためとプライバシー保護の観点から、表示が必要です。

管理責任者等の指定 (P25 参照)

設置者は、防犯カメラや画像データの適正な管理、情報の漏えい防止等に配慮するため、管理責任者を指定することとします。

防犯カメラの設置者は、防犯カメラを設置する場合、防犯カメラの管理責任者を指定しなければなりません。管理責任者には、防犯カメラの適正な設置と運用を図るために次のような役割があります。

- ・防犯カメラ設置の住民同意と設置予算を確保すること
- ・防犯カメラの設置・運用規程を策定すること
- ・必要に応じて操作取扱者を指定すること
- ・防犯カメラに関する苦情に対して適切に対応すること
- ・関係機関への手続きなど必要な措置をとること



防犯カメラの設置・運用規程

ガイドラインが示す基準を守って防犯カメラの設置・運用が行われるようにするために、設置者、管理責任者が作成する「決まり」です。

作成例は P 27 ~ 28 を参照してください。



○○自治会防犯カメラ設置・運用規程

1. 設置目的
2. 設置場所
3. 管理責任者
4.

秘密の保持 (P25 参照)

設置者等*は、画像データそのものはもちろん、画像データから知り得た情報を漏えいしたり、不当な目的のために使用してはなりません。このことは、設置者等でなくなった後においても同様とします。

*設置者等…設置者、管理責任者、操作取扱者をいいます。

防犯カメラには犯罪を未然に防ぐ大きな役割がありますが、その反面、防犯カメラに録画された映像は、個人のプライバシーでもあります。防犯カメラに関する情報は他に漏らしたり、不当な目的のために使ってはいけません。

画像データ等の適正な管理 (P25 ~ 26 参照)

設置者等は、画像データ及びDVDやSDカード等の記録媒体の適正な管理を図るため、必要な措置を講じることとします。

画像等のデジタル化や記録媒体の小型化が進み、画像等のコピーや持ち出しが容易になっています。設置者等は、画像等の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、次の①～⑥のことと留意してください。

- ① モニターや録画装置、記録媒体がある場所は、許可した者以外の立ち入り禁止や施錠設備を施すなど、盗難及び散逸等による情報漏えい防止措置を講じる。
- ② 画像データの不必要的複写や加工及び転送、記録媒体の外部への持ち出しを禁止する。また、記録媒体は、施錠のできる保管庫等に厳重に保管するとともに、記録媒体の管理台帳等を備え付けて適正に管理する。
- ③ 画像データの保存期間は、設置目的を達成する範囲で、必要最小限度の期間とする。(ただし、設置者等が事件・事故の検査のために特に必要と判断するときは、理由を明確にして保存期間を延長することができる。)
- ④ 保存期間を経過した画像データは、速やかに初期化又は上書きするなど、確実に消去する。
- ⑤ 記録媒体を処分するときは、物理的な粉碎又は復元のできない完全な消去等を行い、画像データが読み取れない状態にする。また、処分の日時、方法、処分者等を確実に記録しておく。
- ⑥ 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、コンピュータウイルス対策や不正アクセス対策等、情報漏えい防止に十分な配慮をする。



画像データの閲覧・提供の制限 (P26 参照)

画像データについては、次の場合を除き、設置目的以外の利用や第三者への閲覧・提供を禁止します。

- ア 法令に基づく場合
- イ 個人の生命、身体及び財産の安全確保その他公共の利益のため、緊急、かつ、やむを得ない場合
- ウ 捜査機関等から事件・事故の検査等のために画像データの閲覧要請を受け、これに協力する場合
- エ 画像データから識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

- ア 裁判官が発する令状、捜査機関からの照会、弁護士からの照会に基づく場合等をいいます。
- イ 行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合等があります。
- ウ 警察の任意捜査への協力や消防署の火災原因調査等があります。閲覧の後に画像データを提供する場合は、法令に基づく文書によることとします。
- エ 閲覧・提供の際には、本人以外の者の画像を除去するなど、第三者の権利やプライバシーを侵害する事がないよう、細心の注意が必要です。

画像を提供する際は、その必要性をよく考えてから提供するようにしてください。
提供する相手の身分確認も確実に行ってください。

苦情等への対応 (P26 参照)

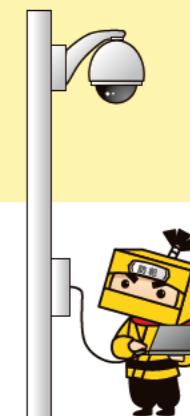
設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせに対して、責任を持って誠実かつ迅速に対応し、適正な措置を講じる必要があります。

防犯カメラで撮影された画像等の取扱については不安を感じる方もいます。こうした方からの問い合わせ等には、不安を取り除き、防犯カメラの有効性を理解していただくよう、防犯カメラの運用や画像等の取扱について、支障のない範囲で分かりやすく説明するなどの対応に努めることが大切です。その際は、第三者のプライバシーに十分配慮してください。

保守点検と撤去 (P26 参照)

保守点検 設置者は、防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を行うとともに、必要に応じて機器の更新を行うこととします。

撤去 設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合は、責任を持つてカメラや録画装置等の機器及び設置表示を撤去します。



防犯カメラは設置して終わりではなく、定期的に保守点検や機器の更新を行って、常にカメラが適正に作動するようにしておかなければなりません。

道路や建物の状況は年月とともに変化します。設置場所や撮影範囲もその都度見直しましょう。

ココ重要!

自治会等が防犯カメラを設置する際の留意点 (P26 参照)

防犯カメラの設置基準については、全国的な統一基準はなく、防犯カメラに対する個人の考え方についても千差万別で複雑なのが現状です。また、防犯カメラの購入費・設置費はもとより、運用を継続するための維持・管理にも相当な負担とコストがかかります。自治会等で防犯カメラを設置する場合は、**事前に地域の住民等に対する説明会を開催する**など、設置に向けた合意形成は慎重に行うことが大切です。

ガイドラインの活用 (P26 参照)

犯罪の防止を目的とする防犯カメラ以外のカメラであっても、特定の個人を識別できる画像等を撮影している可能性がありますので、このガイドラインの趣旨を踏まえ、プライバシーの保護等には十分配慮した取扱に努めてください。

防犯カメラって何？



「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の「防犯カメラの定義」に沿った防犯カメラのことです。防犯カメラは、そのシステム構成によって、インターネットに接続せずに限られた場所で利用されるものと、インターネットに接続して複数の機器と組み合わせて集中管理を行うなど、より広範囲の場所で利用されるものがあります。防犯カメラを設置する目的や場所によって選んでください。

インターネット接続なし

カメラと録画装置を組み合わせ、インターネットに接続せず、限られた場所で利用される防犯カメラで、街頭防犯カメラとして多く設置されています。

普段は画像を見る必要がなく、画像を見なければならぬ事案が発生した時に限り録画装置からSDカードを取り出したり、録画内容をパソコンに取り込んだりして画像を確認します。



屋外ハウジング
一体型カメラ

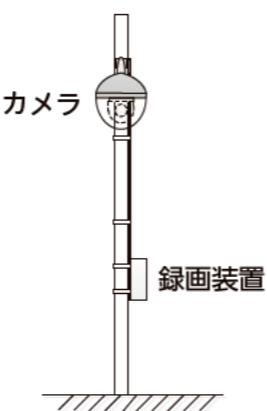


記録一体型屋外カメラ
一体型カメラ



ドーム型カメラ

屋外街頭防犯カメラ 設置例



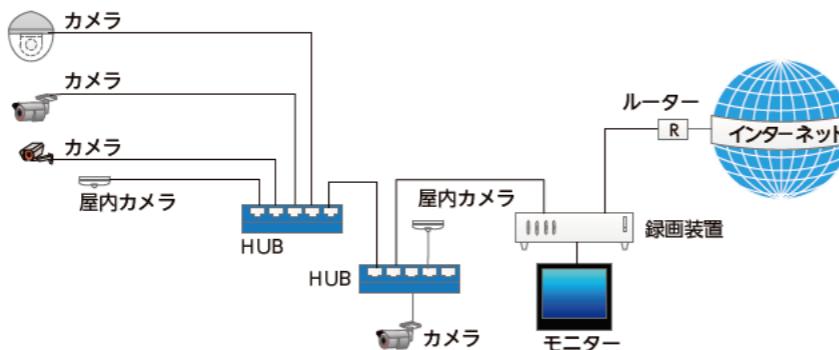
インターネット接続あり

インターネットを利用し、離れた場所で録画、再生が可能なカメラで、屋外、屋内どちらにも設置されています。河川や沿岸部の災害対策、企業や工場等の生産管理、駐車場の管理等に利用されています。



防犯カメラのセキュリティ対策について

ネットワークカメラの映像は、パスワードを設定することによって第三者に勝手に見られないようになっています。しかし、パスワードが初期設定のままになっていたり、他人に推測されやすいパスワードになっていたりすると、映像が流出してしまう可能性があります。適切なパスワードを設定して、映像の流出を防ぎましょう。また、パスワードは定期的に更新することが大切です。



防犯カメラで大切なポイント

防犯カメラを選ぶ際の大切なポイントは、①画素数・解像度、②画角、③照度、④耐久性です。

①カメラの画素数・解像度

カメラの画素数が多いほど解像度が高く、画質が向上します。メガピクセルカメラやフルHDカメラに代表される100万画素以上の画素数を持ったカメラは高解像度のため、従来では難しかった人物、人相の特定が容易になります。



低解像度
映像

41万画素での撮影

②カメラの画角

画像に映し出される範囲を角度で表わしたものです。
(詳しくはP9~10を参照)



メガピクセル
映像

100万画素以上での撮影

③カメラの照度

防犯カメラで撮影するには、一定の明るさが必要です。夜間に屋外で撮影するには、暗闇でも撮影できるように赤外線を照射する機能が付いたカメラで撮影したり、一定の明るさが確保できる場所に設置するなど工夫が必要です。(詳しくはP11~12を参照)

④カメラの耐久性

防犯カメラを屋外に設置する場合は防塵、防水機能についているものを選びましょう。

画像データの保存

録画装置への録画方法は、大きくSDカードに録画する方法と、ハードディスクに録画する方法の2種類があります。SDカード、ハードディスクは消耗品のため、数年で取り換える必要があります。カメラの映像は一定期間保存することが必要です。

SDカードの特徴

- ◆録画容量は、ハードディスクに比べて小さい。
- ◆熱や振動に比較的強い。(収納盤内温度は約50°C以下の利用が望ましい)

事件や事故が
起こった時のことを
考えると、保存期間
は最低でも1週間は
欲しいですね

ハードディスクの特徴

- ◆録画容量が大きい。
- ◆熱と振動に弱いため、屋外設置の場合は放熱機能が必要。
(収納盤内の温度は40°C以下の利用が望ましい)
- ◆ハードディスクから別媒体へのコピーに時間がかかることがある。

保存期間

画像データの保存期間は、設置者等に決めていただくことになりますが、長期間の保存は、より多くのデータを持つことになり、外部への漏えい等のおそれがあるため、設置の目的を達成する範囲で必要最小限の期間とします。(P25「画像データ等の適正な管理」参照)

画像サイズ、画質、フレームレート^{*}等によって録画可能な日数が変わるので、詳細は販売業者に確認してください。



*フレームレート (1秒間に何コマ録画するか)

- ☆歩行者を中心に録画
4コマ/秒
- ☆走行中の自転車を録画
4~8コマ/秒
- ☆走行する車両の色や車種を録画
8~15コマ/秒

参考

画角って何？

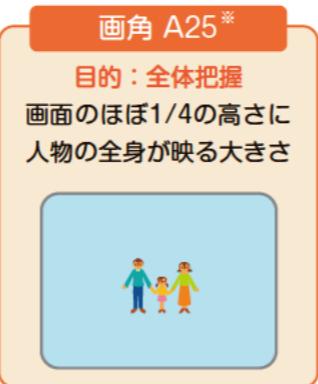
画角と撮影範囲
について伝授します



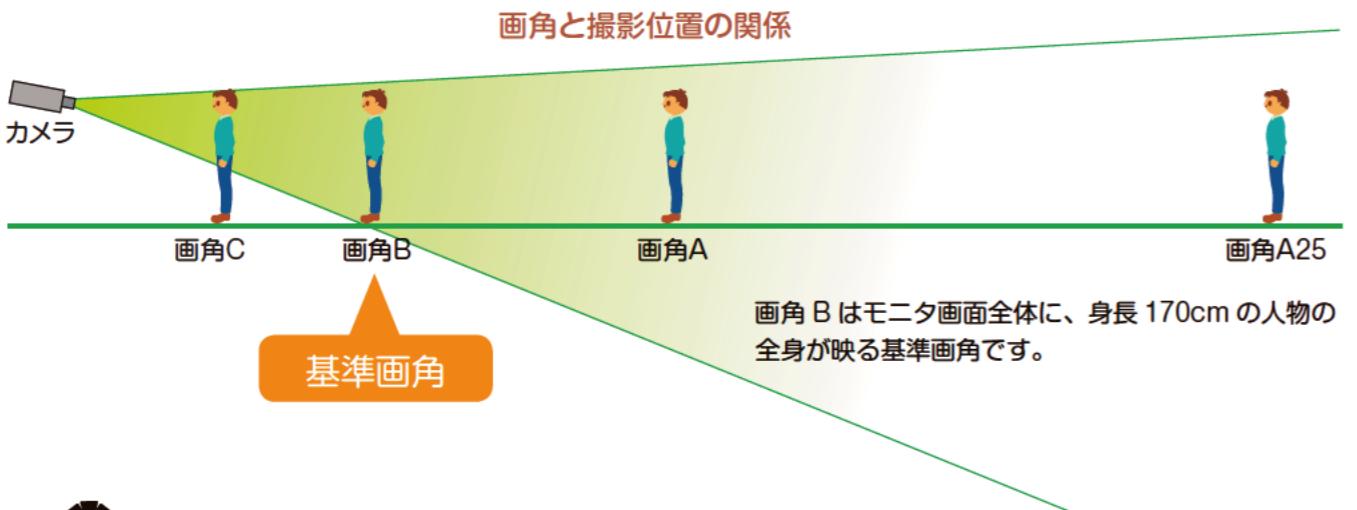
画角とは人物を撮影した時に、防犯カメラの撮影範囲にどれくらいの大きさで人物が撮影できているかを示す状態をいいます。撮影目的に合わせて適切な画角を選定することが必要です。

画角と撮影位置

撮影する目的に合わせて、次の4種類の画角を設定しています。



*A25の“25”は、画面の高さに対する人物の全身の割合(パーセント値)を表します。



私的空間の映り込みについて

防犯カメラの設置場所によって、映像の中に付近の住宅の窓や出入口、敷地内部等の私的な空間が映り込んでしまう場合があります。プライバシー保護のため、カメラの取付角度を調整するなどして私的空间が映り込まないように十分配慮してください。

どうしても映り込みが避けられない場合は、防犯カメラのマスキング機能（画像の一部を塗りつぶす）を利用するなどして、撮影範囲を最小限に設定してください。

撮影目的と画角

画角 C

目的：人相の認識

レジや金庫周りなど重要防犯部位では人相の認識ができる画角Cで撮影します。



画角 B

目的：人物の特定

出入口、従業員通用口、荷物搬入口など、人物の特定できる場所は画角Bで撮影します。



画角 A

目的：行動把握

マンションエレベーターホール、店舗内、駐車・駐輪場など、行動を把握する場所は画角Aで撮影します。



画角 B

目的：車のナンバーやドライバーの特定

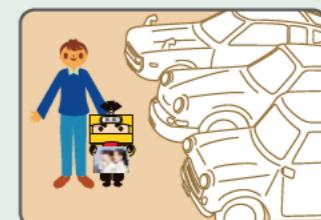
駐車場に出入りする車のナンバー、ドライバーの人相、料金支払い状況などを確認します。犯人、車両特定の重要な参考資料になります。



画角 A

目的：車両の特定

駐車場に出入りする車を確認します。車種や、車の色は、事件や事故が起きたときの重要な参考資料になります。



画角 A25

目的：車の流れの把握

駐車場内の車と人の動きを確認します。車上ねらいなどの防犯や駐車状況の確認を目的とします。



画角 C～B

目的：お札の種別の特定

お札の種別を判別することにより、トラブル発生時の重要な参考資料となります。



画角 B

目的：人相の認識

ATM等で人相がわかる画角Bで撮影します。



画角 A

目的：不審者の特定

店内は人物特定のできる画角Aで撮影します。



照度って何？

照度と防犯カメラについて伝授します

照度とは、光に照らされている面の明るさの度合いのことです。単位はルクスが一般的です。防犯灯等の照度基準は、水平面照度が基準ですが、防犯カメラは水平面より1.5m付近の鉛直面照度になります。

※鉛直面…水平面と直角をなす平面

照度と防犯カメラ

防犯カメラに必要な照度は、人物の顔付近の照度で、これは水平面から1.5m付近の鉛直面照度になります。暗さの目安として、生活道路の明るさは、鉛直面照度が0.5ルクス以上と規定されており、「4m先の歩行者の顔の向きや挙動姿勢などがわかる明るさ」とされています。

※最低被写体照度……防犯カメラの性能を示す数値のひとつに、「最低被写体照度」という値があります。これは、そのカメラが被写体を映すうえで必要となる最低限の照度（ルクス）を表します。この値が低いほどカメラの感度が高いといえます。



RBSS 基準と優良防犯機器

公益社団法人日本防犯設備協会では、防犯機器に必要とされる機能と性能の基準（RBSS 基準）を設定し、その基準に適合した機器を「優良防犯機器」と認定することにより優良な防犯機器の開発及び普及促進を図っています。

薄暗い場所を撮影するときは

撮影の目的や場所にもよりますが、基本的に防犯カメラは明るい時も暗い時も撮影が可能なものでなければなりません。例えば屋外に防犯カメラを設置する場合、昼間はきれいに撮影できるのに、夜間になると撮影できないということでは事件・事故の解決に結びつきません。

右の写真は、通常のカメラで撮影した状態と感度の高いカメラで撮影した状態を比較したものです。このように、夜間等、照度が低い状態でも撮影可能な感度の高い防犯カメラや、真っ暗闇の状態でも赤外線を照射して撮影を可能にする赤外照明付きカメラがあります。

撮影したい時間帯や撮影場所の照度を考慮して、防犯カメラを選ぶようにしましょう。



道路・公園の照度基準*

道路・公園では夜間でも人の動きが認識できるように、水平面照度をおおむね3ルクス以上確保するとともに、鉛直面照度で0.5ルクス以上得られるように防犯灯等で照度を確保しましょう。ただし、公園内の公衆便所については、人の顔及び行動を明確に識別できるようにするために、おおむね50ルクス以上の水平面照度が必要です。

道路・公園等の公共施設の場合



●公園/公衆便所

駐車場・駐輪場の照度基準

駐車場・駐輪場では、平均水平面照度をおおむね3ルクス以上確保するとともに、鉛直面照度で0.5ルクス以上得られるように防犯灯等で照度を確保しましょう。ただし、500m以上の屋外駐車場では、車路部分を10ルクス以上、駐車スペースは2ルクス以上の水平面照度が必要です。

駐車場・駐輪場の場合



●駐車場/駐輪場

共同住宅の照度基準

共同住宅の共用玄関の外側や共用玄関以外の共用出入口では、床面でおおむね20ルクス以上の平均水面照度を確保するとともに、共用玄関の周辺で極端な明暗が生じないように、共用玄関に至る通路の照明との連続性に配慮することが重要です。

共同住宅の共同部分は、水平面照度を50ルクス以上確保すれば、鉛直面照度はおおむね20ルクスが得られることから、人の顔や行動が認識できるとともに、防犯カメラによる撮影も可能です。



* 照度基準

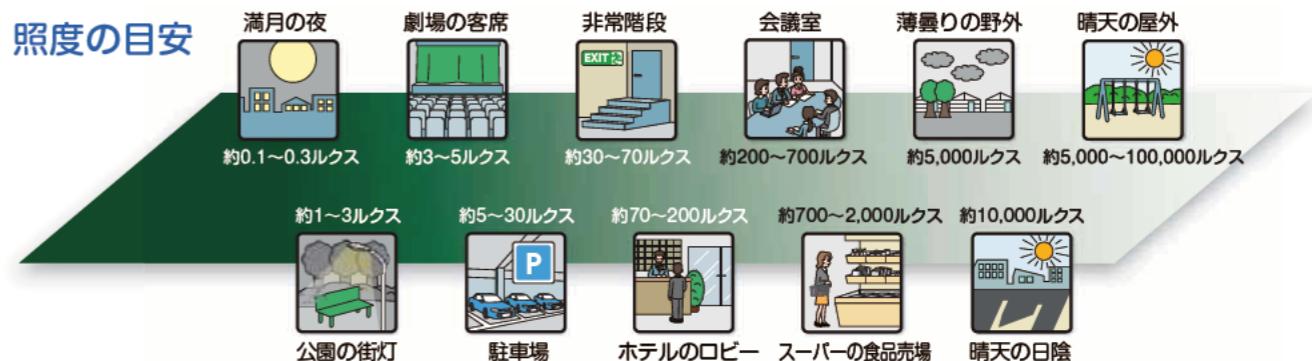
警察庁の「安全・安心まちづくり推進要綱」（平成26年8月一部改正）の「道路、公園、駐車場との整備・管理にかかる防犯上の留意事項」「共同住宅にかかる防犯上の留意事項」等に定められている明るさの基準です。

共同住宅の場合



●共用廊下/階段

照度の目安



防犯カメラの設置例

商店街

ここからは場所別の
設置例でござる

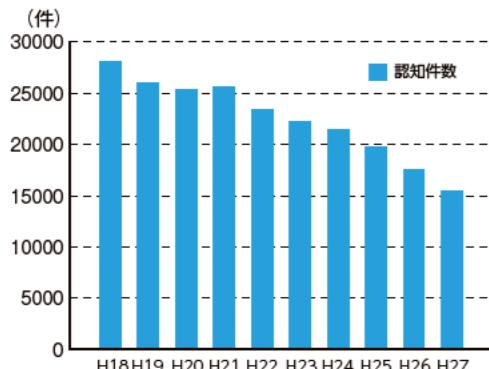


犯罪の種類と傾向

- ひったくり
- 自動販売機ねらい
(自動販売機から現金を盗む)
- 落書き
- ごみの不法投棄
- 放火
- 器物損壊 (物を壊す)
- 出店荒し
(店舗へ侵入し金品を盗む)
- けんか



三重県における刑法犯認知件数の推移



平成 27 年の刑法犯認知件数は 15,178 件で、
平成に入ってから最少の件数となりました。

平成 26 年の刑法犯 犯罪率 三重県順位

順位	都道府県	犯罪率
一	全国	953.8
1	大阪	1677.9
2	福岡	1242.6
3	東京	1195.8
4	兵庫	1171.5
5	愛知	1140.7
6	京都	1098.5
7	千葉	1097.7
8	埼玉	1061.7
9	茨城	1044.9
10	岐阜	989.3
11	三重	961.6

犯罪率とは、人口 10 万人当たりの刑法犯認知件数をいいます。

強化ポイント

- 夜間は防犯灯等により照度を 10 ルクス以上にする。照度不足の場合は、さらに低照度で撮影できる低照度カメラを設置する。
- 対向配置によって、できる限り死角ができないよう設置する。
- 特に道が交差する場所等、人の往来が多いと思われる場所に設置する。
- 映像を録画する。



商店街に設置が有効なワケ

商店街には、いくつもの店舗が連なっているため、不特定多数の人々が集まります。そのため、起きたり得る犯罪の種類もさまざまです、日々新たな手口の犯罪が発生しています。日中だけでなく、夜間の閉店後にもシャッターへの落書き、ごみの不法投棄等が発生する可能性があると考えられます。

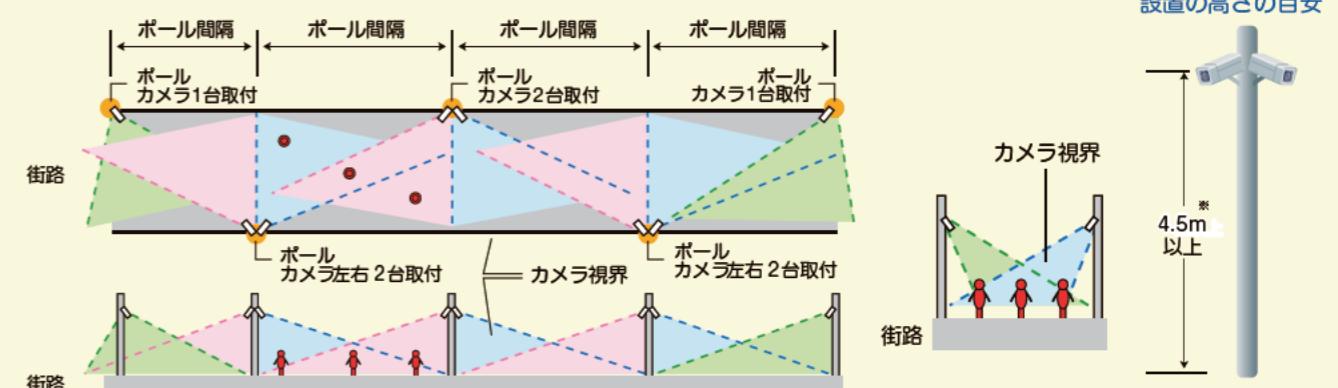


● 画角については P9 ~ 10 を参照ください。

設置のポイント

防犯カメラを対向配置で死角なく配置する

- 各カメラの最も撮影したい位置を決め、人の行動が把握できる画角 (画角 A) が得られるレンズを選択するのが望ましい。
- カメラ取付間隔は狭いほど効果は向上します。カメラ設置の高さは、イタズラされない高さにします。(目安 4.5m)



防犯カメラの設置例

駐輪場・公園・通学路

子どもたち
安全のための対策は
大切ですぞ



犯罪の種類と傾向

- 自転車盗
- オートバイ盗
- 器物損壊（物を壊す）
- 部品ねらい（車両の部品の盗難）
- 声掛け、つきまとい
- ちかん
- 誘拐



強化ポイント

駐輪場

- 駐輪場内や出入口付近の車両や人物の動きがわかるように設置する。
- 場内の照明を増やして明るくする。

公園

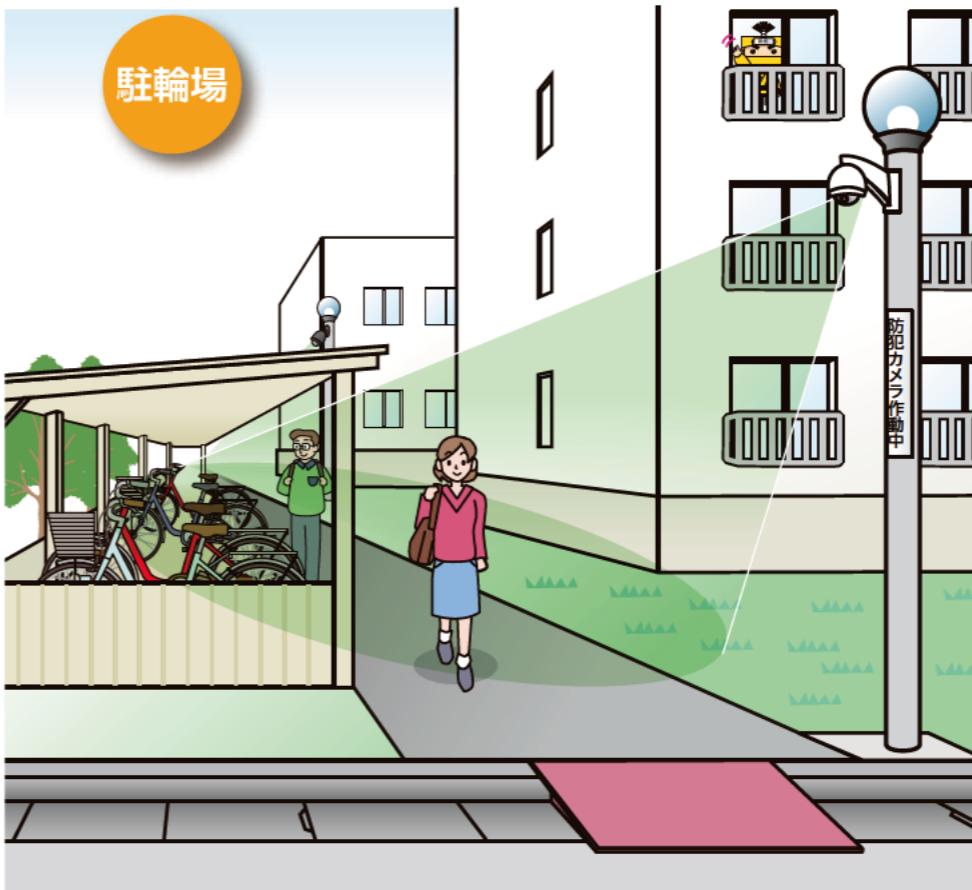
- 外部から自由に出入りができる場所を撮影する。
- トイレや、倉庫などの入口を撮影する。
- 大型遊具やその周辺を撮影できる場所に設置する。

通学路

- 地下道、高架下のトンネル等に設置する。
- 高い塀やうっそうとした樹木がある道路に設置する。
- 人家、店舗等が少なく、人通り、交通量も少ない道路に設置する。

共通

- 映像を録画する。



防犯カメラ



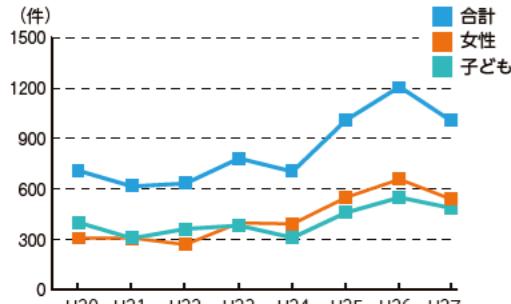
屋外ハウジング一体型カメラ
屋外にそのまま設置可能なハウジング・レンズ一体型のカメラです。

防犯カメラ



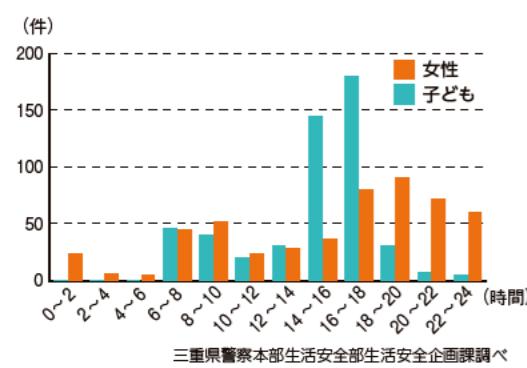
記録一体型屋外カメラ
カメラと録画装置が一体となっているため、設置場所を選ばないカメラです。

不審者情報認知件数



※子ども = 中学生以下の男女
※女性 = 子ども以外の女性すべて
※不審者情報 = 子ども、女性を対象とした声掛け、つきまとい、公然わいせつ、強制わいせつ等の事案で、警察に通報があった情報

時間帯別不審者情報認知件数（平成 27 年中）



公園



通学路



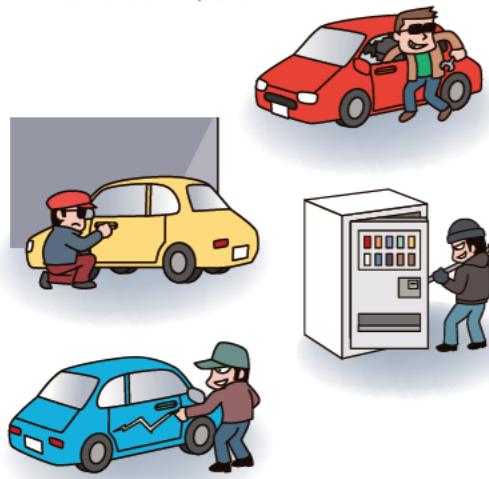
防犯カメラの設置例 駐車場

車両に対する
犯罪を防止するべし

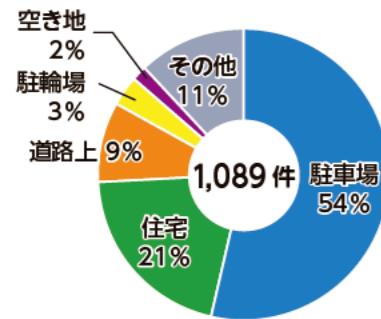


犯罪の種類と傾向

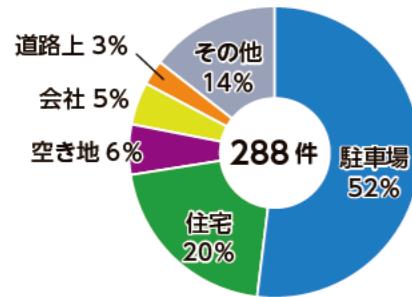
- 車上ねらい（貴重品の盗難）
- 部品ねらい（車両の部品の盗難）
- 車両へのいたずら・落書き
- 自動車盗
- 自動販売機ねらい（自動販売機から現金を盗む）
- 駐車料金不払い



三重県における平成 27 年
車上ねらいの発生場所別認知件数



三重県における平成 27 年
自動車盗の発生場所別認知件数



三重県警察本部生活安全部生活安全企画課調べ

強化ポイント

- 出入口には車両やナンバー、人物の顔を特定することができる防犯カメラを設置する。
- 車路・駐車スペースはできるだけ死角がなく、車両や人物の動きがわかるように設置する。
- 場内の照明を増やして明るくする。
- 必要に応じて、夜間の撮影が可能な赤外照明付きカメラや低照度カメラを使用する。
- 精算機・料金所には人物が特定できるように設置する。
- 無人管理となる場合はトラブル発生時に備え、必要に応じてネットワークカメラシステムを活用する。
- 映像を録画する。



駐車場に防犯カメラが有効なワケ

駐車中の車両から貴重品を盗んだり、カーナビ、タイヤ、ホイール、ナンバープレートなどを盗んだり、車両を傷つけたりするなどの犯罪が起こりやすいと考えられます。防犯カメラを有効に活用して、犯行を思いとどまらせ、これらの犯罪を防ぎましょう。



防犯カメラ

屋外対応ボックス型
ネットワークカメラ
ハウジング不要で屋外での設置ができるカメラです。

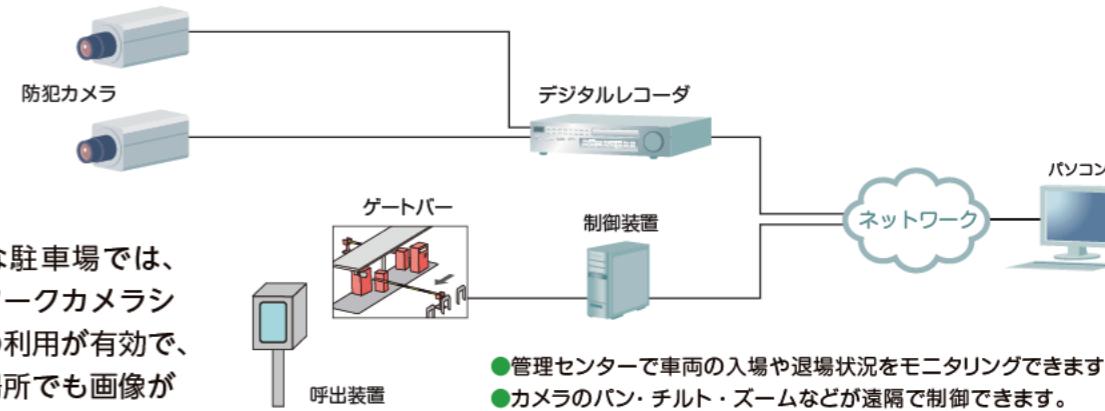


防犯カメラ

赤外照明付き屋外
一体型カメラ
屋外用ハウジング、レンズ、カメラ、固定金具とセットにしたカメラです。



ネットワークカメラシステム



防犯カメラを設置する手順

さて
いよいよ
設置じゃ



ここからは実際にカメラを設置する際の手順について説明します。

手順①

事前に調査を行うべし

- ☆周辺地域で事故や犯罪が発生していないか、確認します。
- ☆周辺地域で、「危ない」「不安に感じる」場所がないか確認します。
- ☆防犯上の死角になっている場所はないか確認します。



手順②

設置場所、撮影範囲を考えるべし

- ☆手順①で確認したことをふまえて、防犯カメラを設置する場所を決めます。
 - ・通学路（公園の近くの道路、地下道、トンネル等）
 - ・子どもがよく利用する公園（植栽の植え込み、トイレ周辺等）
 - ・駅周辺（駐輪場の出入口、駅に通じる道路等）
- ☆防犯カメラを設置する場所は、まず、公道以外の場所で検討します。
⇒道路占用許可は、原則として道路以外に設置する余地がない場合に許可することになつてゐるため、私有地や公的機関の管理地等を検討します。

手順③

管理責任者、操作取扱者を決めるべし

- ☆防犯カメラの設置者は、防犯カメラの保守管理、画像データの情報漏えい防止等に配慮するため、管理責任者を決める必要があります。
- ☆通常は管理責任者が防犯カメラの操作も行いますが、必要に応じて操作取扱者を別に指定することもできます。
- ☆管理責任者は、防犯カメラの設置計画を立てて地区住民に説明を行い、設置の同意を得る必要があります。
- ☆ガイドライン巻末に掲載されている例を参考に、防犯カメラ設置・運用規程を作成しましょう。
- ☆防犯カメラが設置された後は、カメラに関する苦情対応も管理責任者の重要な役割です。

手順④

設置計画をたてるべし

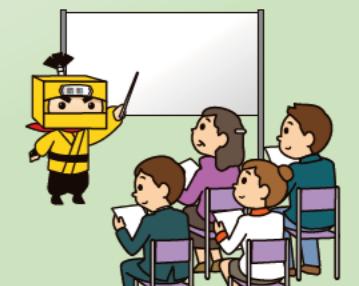
- ☆設置の目的、効果、撮影範囲、設置場所、設置費用（初期費用、維持管理費用）、管理運営の方法、体制などについて、計画をたてます。
- ☆設置費用については、業者から見積もりを取ります。また、自治体からどのような補助が受けられるかを確認します。



手順⑤

住民への説明を行うべし

- ☆設置計画の内容を地区の住民、関係者に事前に説明します。
- ☆なぜ設置が必要か、どこへ設置すべきか、費用はどのくらいかかるのか、画像データの取扱はどうするのかを具体的に説明し、同意を得なくてはなりません。



手順⑥

必要な手続を行うべし

- ☆設置場所（土地、建物、柱等）の所有者（管理者）の同意（許可）が必要です。
- ☆道路で設置工事を行う場合は管轄警察署の道路使用許可が必要です。
- ☆電柱、防犯灯に設置する場合は、それぞれの管理者に早めに相談をしましょう。

手順⑦

動作確認、設置の表示を行うべし

- ☆動作確認を行います。
- ☆パスワード設定が必要な場合は、他人に推測されない適切なパスワードを設定してください。
- ☆画像を確認し、撮影範囲の調整を行います。
- ☆「防犯カメラ作動中」等の看板を取り付け、防犯カメラが設置されていることを表示します。



動作確認を行います。
OK



防犯カメラのメンテナンス



防犯カメラを設置した後は定期的な保守点検が必要です。

定期的にメンテナンスを行うことにより、防犯カメラの寿命を延ばすだけでなく、より効果的に使用することができます。

配線や配管等、専門の業者でなければ難しいものもありますが、設置者ご自身で出来るメンテナンスもあります。

点検内容

設定の確認…… 録画装置は実際の時刻と表示する時刻に誤差が生じることがありますので、定期的に設定を確認してください。

パスワードが設定されている場合は、定期的にパスワードを更新しましょう。

録画装置の確認…… 防犯カメラの画像が必要となった時に、きちんと録画がなされていなければ、せっかく設置した防犯カメラが意味のないものになってしまいます。

位置の確認…… カメラ本体の角度等が変わっていないかを確認するとともに、周辺の建物等の環境の変化により、必要な場所が映らない、あるいは、不必要な場所が映るなどの不都合が生じていないか確認しましょう。

カメラ本体の確認…… 防犯カメラ本体は静電気を帯びているので、チリやほこりがたまりやすくなっています。赤外線付カメラにはクモや蛾等の昆虫が集まりやすいので、汚れを確認したら乾いた布でカメラ本体の汚れをふき取りましょう。レンズの手入れには眼鏡拭きのような繊維の細かい布を使うことをおすすめします。

点検の時期

梅雨あけ頃 雨水の滞留による動作不良が多い時期

台風時期の後 落雷による動作不良、故障が多い時期

防犯カメラ管理責任者、操作取扱者立会いのもと、年に1回は点検が必要です。



カメラを設置した後は、どのようなコストがかかりますか？

月々の電気料金と年一回のメンテナンス費用がかかります。契約の電力会社、カメラの機種・台数・メーカー等によっても違いがあります。

その他、定期交換部品や落雷対策保険等の費用も別に必要となります。計画的に運用できるように、設置する前から十分検討して、それぞれの予算に合った機種を選んでください。

詳細は販売業者に確認してください。

総合防犯設備士・防犯設備士の活用

防犯カメラの設置には、専門的な知識が必要です。

防犯カメラを設置する際には、目的に応じた設置場所の選定や、画角の決め方、フレームレート（1秒間に何枚の映像を記録するか）や保存期間、録画媒体等を決める必要があります。

三重県内に約330名ほどいる総合防犯設備士、防犯設備士は、防犯カメラの機種や記録媒体の選定の他、防犯カメラを設置する時の諸手続きのアドバイスを行っています。

NPO法人三重県防犯設備協会は、防犯設備士及び防犯設備士を雇用する企業が会員となって、犯罪のない安全で安心な三重のまちづくりに貢献するNPO法人です。警察や地域の防犯協会（生活安全協会）と連携してさまざまな防犯啓発活動を行い、防犯設備士の技術力向上を図っています。



防犯設備士とは？

公益社団法人日本防犯設備協会が認定する民間資格です。

防犯設備機器の普及と正しい知識、運用に関する専門知識と技能を有する専門家です。

総合防犯設備士は、防犯設備士の上級資格です。

公益社団法人 日本防犯設備協会 <https://www.ssaj.or.jp/>

NPO法人 三重県防犯設備協会 <http://www.miebouhan.com/>

おわりに

防犯カメラを設置するにあたって気を付けなければならないのは、防犯カメラを設置しただけでは犯罪を完全に防止することはできないということです。

県民のみなさん一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」という意識を持っていただき、地域社会が連携・協力して犯罪を防止する環境を整えていくことが大切です。

その後の自治会での会話

役員 防犯カメラのことがちょっとわかつてきましたわ
副会長 これなら、自分でも出来そうな気がするなあ
自治会長 そしたら、カメラを付ける場所考えよに！



第1 はじめに

1 ガイドライン策定の目的

三重県では、誰もが安全に安心して暮らせるまちを実現するため、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例（平成16年条例第2号。以下「条例」という。）」に基づき、県、県民、事業者及び市町並びに関係団体が相互に連携協力して犯罪のないまちづくりを推進しており、その具体的方策を示した「条例に基づく指針」においては、具体的方策の1つとして防犯カメラの設置を促進しています。防犯カメラは、犯罪抑止に有効であることから、商業施設や金融機関、駐車場等で設置が進んでいますが、その一方で、承諾のないまま自分の姿を撮影されることや、防犯カメラで撮影された画像データ（音声を含む）（以下「画像データ」という。）の取扱等に不安を感じる県民の方々もいます。

そこで、三重県では、防犯カメラの有効性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラに対する県民の不安を緩和することを目的に、防犯カメラの設置及び運用に際して最低限配慮すべき事項をとりまとめた「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。

防犯カメラを現在設置・運用している、又はこれから設置・運用される皆さんは、このガイドラインや「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」等の法令に従って、防犯カメラの適正な運用に努めてください。

2 「防犯カメラ」の定義

このガイドラインの対象となる防犯カメラは、次の3つの要件をすべて満たすカメラとします。

(1) 犯罪の防止を目的として設置するもの

※ 施設利用状況の把握や防災等を主目的とするカメラであっても、犯罪を防止する目的を併せ持つカメラは対象となります。

(2) 不特定かつ多数の人を撮影するカメラで特定の場所に継続して設置するもの

※ 不特定かつ多数の人の通行を想定していない集合住宅（マンション、アパート等）の通路や、事業所・工場の敷地内等を専ら撮影する場合は対象となりません。

(3) 特定の個人を判別できる画像を表示する、又はその画像を記録する機能を有するもの

第2 防犯カメラの効果

防犯カメラを設置・運用することによって、以下の4つの効果が期待できます。

1 犯罪の抑止

犯罪を行おうとする者に「見られている」という意識を植えつけ、犯行を思いとどまらせることができます。

2 安心感の醸成

その場所を利用する人びとや地域住民に対して安心感を与え、犯罪に対する不安感を緩和することができます。

3 事件・事故の解決

事件や事故が発生した場合には、画像データが解決の手がかりとなることがあります。

4 環境の整備

性犯罪やその前兆事案である声掛け・つきまとい事案等から子どもや女性を守るために環境の整備につながります。

三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

第1 はじめに	24
1 ガイドライン策定の目的	24
2 「防犯カメラ」の定義	24
第2 防犯カメラの効果	24
1 犯罪の抑止	24
2 安心感の醸成	24
3 事件・事故の解決	24
4 環境の整備	24
第3 防犯カメラを設置及び運用するために配慮すべき事項	25
1 設置目的の明確化及び目的外利用の禁止	25
2 撮影範囲、設置場所等	25
3 設置の表示	25
4 管理責任者等の指定	25
5 秘密の保持	25
6 画像データ等の適正な管理	25
7 画像データの閲覧・提供の制限	26
8 苦情等への対応	26
9 業務の委託	26
10 保守点検と撤去	26
11 自治会等が防犯カメラを設置する際の留意点	26
12 ガイドラインの活用	26
第4 設置・運用規程の策定	27

(付録)

防犯カメラの設置・運用規程（例）	27～28
------------------	-------

第3 防犯カメラを設置及び運用するために配慮すべき事項

1 設置目的の明確化及び目的外利用の禁止

防犯カメラを設置する者（以下「設置者」という。）は、「犯罪を防止する。」等の設置目的を明確に定め、目的を逸脱した設置及び運用を行ってはなりません。

2 撮影範囲、設置場所等

設置者は、防犯カメラを設置するにあたっては、設置による防犯効果が最大に発揮され、かつ、プライバシーに配慮した必要最小限の撮影範囲を設定し、防犯カメラの設置場所、設置台数、撮影方向及び撮影方法を定めます。カメラの角度を調整するなど、私的空間が映り込まないようにし、私的空間が映り込む場合は、その所有者・居住者等の同意を得るよう努めてください。また、公道等に設置する場合は、必要に応じて、防犯カメラを設置しようとする公共空間の管理者の許可を得てください。

3 設置の表示

設置者は、撮影範囲の周辺、防犯カメラを設置する建物や施設の出入口等の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称や連絡先をわかりやすく表示することとします。この表示によって、いわゆる「盗撮」行為ではないことを明らかにするとともに、防犯効果をより高めることにもなります。なお、防犯カメラの設置場所等から設置者が明らかな場合は、設置者の名称や連絡先の表示を省略することができます。

※ 卷末に「防犯カメラ設置表示板の作成例」を掲載しています。

4 管理責任者等の指定

設置者は、防犯カメラや画像データの適正な管理、情報の漏えい防止等に配慮するため、管理責任者を指定することとします。

管理責任者は、必要に応じて操作取扱者を指定し、防犯カメラの操作を行わせることができます。

防犯カメラの操作や画像データの閲覧は、原則として設置者、管理責任者又は操作取扱者（以下「設置者等」という。）のみが行うこととします。

5 秘密の保持

設置者等は、画像データそのものはもちろん、画像データから知り得た情報を漏えいしたり、不当な目的のために使用してはなりません。このことは、設置者等でなくなった後においても同様とします。また、防犯カメラ及び画像データの管理、業務の運営に関する事務の全部又は一部の委託を受けた事業者に対しても、画像データから知り得た情報の漏えいや不当な使用をしない旨を契約事項に組み入れるなど、必要な措置をとることとします。

6 画像データ等の適正な管理

設置者等は、画像データ及びDVDやSDカード等の記録媒体の適正な管理を図るために、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとします。

- (1) モニターや録画装置、記録媒体がある場合は、許可した者以外の立ち入り禁止や施錠設備を施すなど、盗難及び散逸等による情報漏えい防止措置を講じることとします。
- (2) 画像データの不必要的複写や加工及び転送、記録媒体の外部への持ち出しが禁止します。また、記録媒体は、施錠のできる保管庫等に厳重に保管するとともに、記録媒体の管理台帳等を備え付けて適正に管理します。
- (3) 画像データの保存期間は、設置目的を達成する範囲で、必要最小限度の期間とします。ただし、設置者等が事件・事故の検査のために特に必要と判断するときは、理由を明確にして保存期間を延長することができます。
- (4) 保存期間を経過した画像データは、速やかに初期化又は上書きするなど、確実に消去します。
- (5) 記録媒体を処分するときは、物理的な粉碎又は復元のできない完全な消去等を行い、画像データ

が読み取れない状態にします。また、処分の日時、方法、処分者等を確実に記録しておきます。

- (6) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、コンピュータウイルス対策や不正アクセス対策等、情報漏えい防止に十分な配慮をする必要があります。

7 画像データの閲覧・提供の制限

- (1) 画像データについては、次の場合を除き、設置目的以外の利用や第三者への閲覧・提供を禁止します。
ア 法令に基づく場合

裁判官が発する令状、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）、弁護士からの照会（弁護士法第23条の2第2項）に基づく場合等をいいます。

イ 個人の生命、身体及び財産の安全確保その他公共の利益のため、緊急、かつ、やむを得ない場合
行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況が撮影された画像データを提供する場合等をいいます。

ウ 捜査機関等から事件・事故の捜査等のために画像データの閲覧要請を受け、これに協力する場合
閲覧後に画像データを提供する場合は、上記アに基づく文書によることとします。

- エ 画像データから識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合
閲覧・提供にあたっては、本人以外の者の画像を除去するなど、第三者の権利やプライバシーを侵害することがないよう、細心の注意が必要です。

- (2) 画像データの閲覧・提供にあたっては、相手先に身分証明書の提示を求めるなど身分の確認を確實に行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像内容等を記録し、提出を受けた文書等とともに保存しておきます。

※ 卷末に「画像データ提供記録書の例」を掲載しています。

8 苦情等への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせに対して、責任を持って誠実かつ迅速に対応し、適正な措置を講じる必要があります。また、あらかじめ苦情・問い合わせ担当者を指定しておくなど、対応要領を定めておくことが必要です。

9 業務の委託

設置者は、防犯カメラの設置・運用を含めた施設管理業務や警備業務等を委託する場合は、このガイドラインの各項目及び第4に示した「防犯カメラの設置・運用規程（例）」の遵守事項を委託契約の条件にするなど、適正な運用を徹底します。

10 保守点検と撤去

(1) 保守点検

設置者は、防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を行うとともに、必要に応じて機器の更新を行うこととします。あわせて、設置場所や撮影範囲が適正かなどの見直しを行うこととします。

(2) 撤去

設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合は、責任を持ってカメラや録画装置等の機器及び設置表示を撤去します。

11 自治会等が防犯カメラを設置する際の留意点

防犯カメラの設置基準については、全国的な統一基準ではなく、防犯カメラに対する個人の考え方についても千差万別で複雑なのが現状です。また、防犯カメラの購入費・設置費はもとより、運用を継続するための維持・管理にも相当な負担とコストがかかります。自治会等で防犯カメラを設置する場合は、事前に地域の住民等に対する説明会を開催するなど、設置に向けた合意形成は慎重に行うことが大切です。

12 ガイドラインの活用

犯罪の防止を目的とする防犯カメラ以外のカメラであっても、特定の個人を識別できる画像等を撮影している可能性がありますので、このガイドラインの趣旨を踏まえ、プライバシーの保護等には十分配慮した取扱に努めてください。

第4 設置・運用規程の策定

1 設置者又は管理責任者は、このガイドラインに基づき、防犯カメラの設置・運用を適正に行うため、利用目的や利用形態に合わせ、次の事項等を盛り込んだ規程を策定してください。

- (1) 防犯カメラの設置目的
- (2) 防犯カメラの設置場所及び設置台数、設置の表示
- (3) 防犯カメラの管理責任者等の指定及び責務
- (4) 画像データの漏えい、滅失、改ざん防止等、適正な管理にかかる次の事項
 - 記録媒体の保管方法等
 - 画像データの保存期間、消去方法等
- (5) 画像データの利用及び提供制限
- (6) 苦情等への対応
- (7) 保守点検
- (8) その他必要な事項

2 次の「防犯カメラ設置・運用規程（例）」を参考としてください。

○○○（設置者）防犯カメラの設置・運用規程（例）

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、○○○（設置者）が△△△（場所・施設）に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置・運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、△△△（場所・施設）における犯罪防止や事故防止のために設置する。

3 設置の場所等

- (1) 設置の場所及び設置台数
別紙配置図のとおり、△△△（場所・施設）に○台の防犯カメラを設置する。
【※ 配置図には、カメラの位置、撮影方向を表示します。（P29「防犯カメラ等配置図の作成例」参照）】
- (2) 設置の表示
防犯カメラを設置する建物や施設の出入り口等の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には設置者名、連絡先を記載することとする。
【※ 施設の名称等から設置者名が明らかな場合は、設置者名等を表示しないことができます。（P30「防犯カメラ設置表示板の作成例」参照）】

4 管理責任者等

- (1) ○○○（設置者）は、防犯カメラ及びこれにより撮影して記録した画像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の適正な運用管理を図るため、管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は***とする。
- (3) 管理責任者は、防犯カメラ等の操作を行わせるため、操作取扱者を指定しておくことができる。
- (4) 操作取扱者は***とする。
【※ 管理責任者だけが防犯カメラ等を取り扱う場合は、(3) (4) は不要です。】

5 設置者等の責務

- (1) 設置者、管理責任者及び操作取扱者（以下「設置者等」という。）は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適正な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、個人のプライバシーの保護を図らなければならない。
- (2) 設置者等は、画像データそのものはもちろん、画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。設置者等でなくなった後においても同様とする。

6 画像データ等の管理

- (1) 保管場所
録画装置及び記録媒体の保管（場所）は保管庫（×××室）とし、管理責任者が施錠を行うなど、盗難及び散逸の防止に努めて適正に管理する。
- (2) 立入り制限等
録画装置及び記録媒体の保管場所以外の場所への持ち出しは、管理責任者が許可した場合を除き禁止する。保管場所には、○○○（設置者）、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができないこととする。
- (3) 保存期間
画像データの保存期間は○日間とする。
- (4) 画像データの不必要的複製及び加工の禁止
画像データの不必要的複製や加工を禁止する。
- (5) 画像データの消去等
保存期間を経過した画像データは、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとする。記録媒体を処分するときは、管理責任者を含めた複数人で、記録媒体から画像データが完全に消去されたことを確認の上処分し、その日時、処分方法等を記録する。

7 画像データの利用及び提供の制限

- (1) 画像データは、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次の場合を除き第三者に提供しないこととする。
ア 法令に基づく場合
イ 個人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために、緊急の必要性がある場合
ウ 捜査機関等から事件・事故の捜査等のために画像データの閲覧要請を受け、これに協力する場合
エ 画像データに記録された本人の同意がある場合又は本人に提供する場合本人に提供する場合の画像データ抽出及び個人情報保護に基づく画像データ処理等にともなう費用は、請求者本人が負担するものとする。
- (2) 画像データの閲覧・提供にあたっては、相手先に身分証明書の提示を求めるなど身分の確認を確實に行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像データの内容等を記録し、提出を受けた文書等とともに保存する。
【※ P30「画像データ提供記録書の例」参照】

8 苦情等への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置、運用及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応することとする。

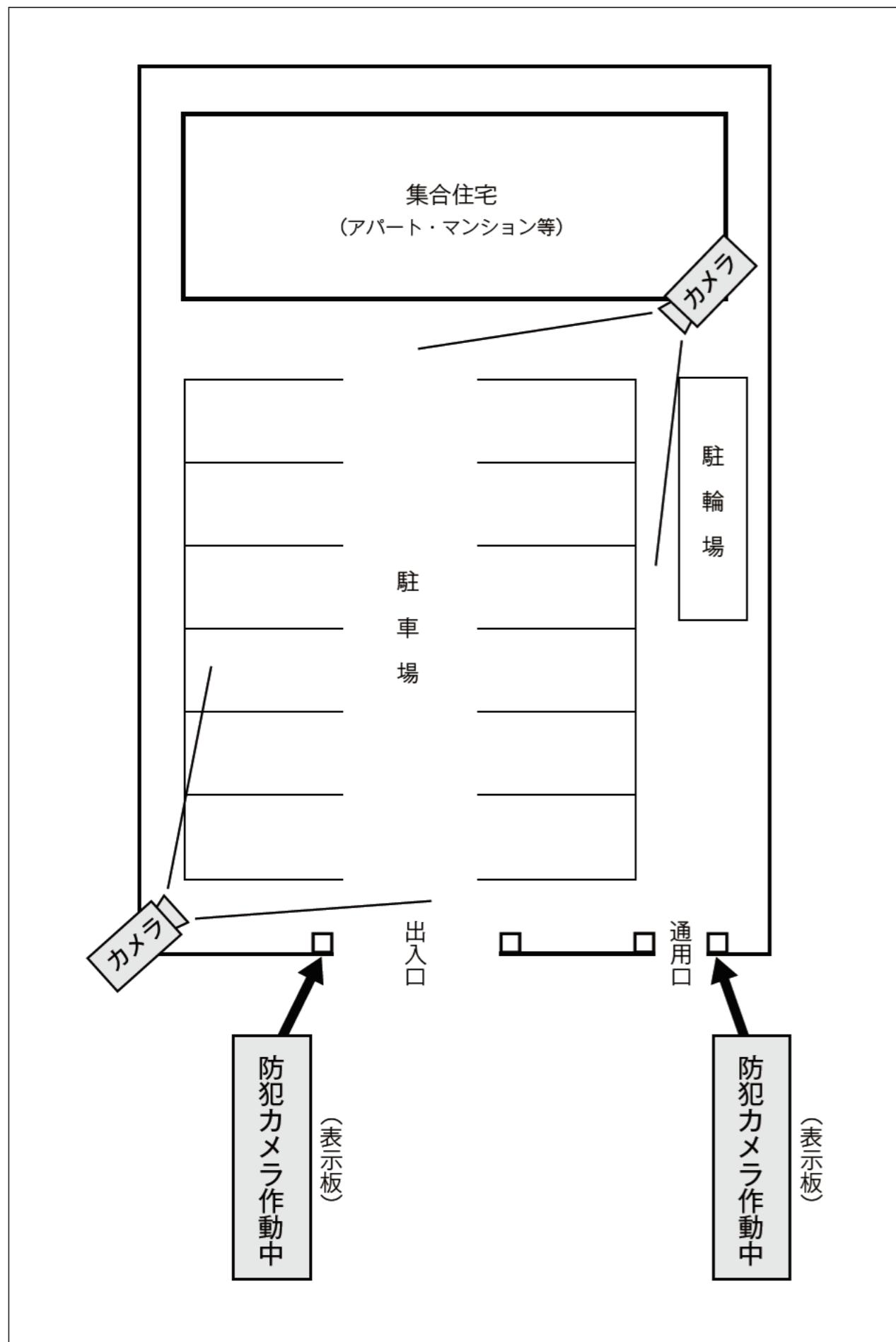
9 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、○か月ごとに保守点検を行うものとする。

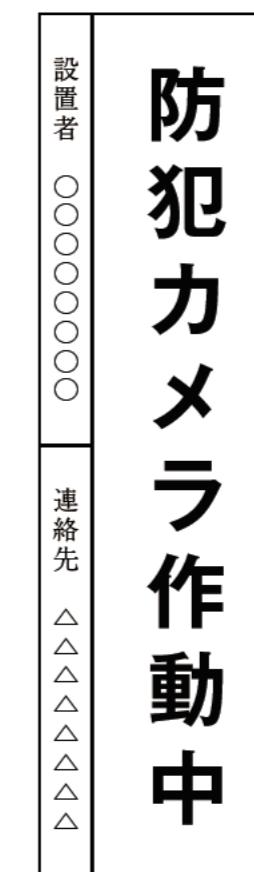
附則

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

【防犯カメラ等配置図の作成例】



【防犯カメラ設置表示板の作成例】



【画像データ提供記録書の例】

提供日時		平成 年 月 日 時 分
提 供 先	所属機関	
	職・氏名	
	連絡先	
画像内容		
録画時間 ~ (時間 分 秒)		
提供方法	(ア)閲覧のみ <input type="checkbox"/> 記録媒体複製 () (イ)その他 ()	
提供理由		
身分確認		
その他		
取扱者氏名 _____		